

令和5年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について
2. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（報告）

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
1	1	資料1-1	具体的な数字について、平成30年度から令和4年度までの国保の加入者を、概要版に入れていただけるとわかりやすい。	平成30年度から令和4年度までの国民健康保険加入者数は、資料1-2・10ページに記載のとおりです。 資料1-1ではスペースの都合で割愛しておりますことをご了承ください。
2	1	資料1-1	4(1)② 新規人工透析患者数の年齢構成を教えてください。	令和4年度新規人工透析患者数の年齢構成は、65歳～74歳までの患者が全体の約6割を占めています。
3	1	資料1-1	4(2)(3) 目標値と実績に差が多いが、対策は考えているか。	特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の目標値につきましては、令和3年度に発行した「第2期データヘルス計画・中間評価 見直し計画」において、過去の実績を鑑みて令和5年度の目標値をそれぞれ40.0%、20.0%と下方修正したところです。 今般、課内で再検討をした結果、「第3期データヘルス計画」では市が目指すべき値として、厚生労働省が定めた市町村国保の目標値を採用いたしました。目標達成に向けては、資料1-2・45ページから46ページ記載の事業を行い、受診率及び実施率向上に努力してまいります。
4	1	資料1-2 6ページ	効果的・効率的な保健事業の実施とあるが、どのような事業を計画しているか。	保健事業の大きな柱としましては、「第2期データヘルス計画」を踏襲して、 (1)糖尿病及び糖尿病性腎症重症化予防事業 (2)特定健康診査受診率向上事業 (3)特定保健指導実施率向上事業 の3本を計画しております。 具体的な内容につきましては、43ページから46ページをご参照ください。

令和5年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について
2. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（報告）

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
5	1	資料1-2 16ページ	死因（特に自殺について）の男女・年齢構成比はどうなっているか。	本項は、県・同規模自治体・国と比較し、本市死因の全体像を説明したものです。データ収集に活用しているKDB（国保データベース）システムから、死因の男女比や年齢構成比は抽出できないため、詳細は把握できないことをご了承ください。
6	1	資料1-2 25ページ 36ページ 58ページ等 他にも	「特定健診を受けている層は受けていない層に比べて一人あたりの生活習慣病医療費が2割低い」、 「1回30分以上の運動習慣なし」、 など、資料には市民として考えさせられる課題が多く掲載されている。 これらの情報を、ホームページ、広報まつど、イベントで発信する等、松戸市としてのお考えを教えてください。	「第3期データヘルス計画」の冊子は、新たに作成する概要版と合わせて市ホームページに掲載いたします。 また、いただいたご意見を参考に、有益な健康情報を市民の皆様によりわかりやすい形で提供できるよう、適切な方法等を検討いたします。
7	1	資料1-2 全体	資料は誰でも通読可能になると思うが、より速く深く内容を理解するために、 1. カタカナ語、略語を最初に使う時、簡単な日本語表示を入れていただきたい。 2. グラフ表示中、色相、説明文字など、あと少し大きく表示していただきたい。	1. わかりにくい用語につきましては71ページ以降に用語集を掲載いたしました。が、読む方にとってよりわかりやすくなるよう、記載方法等を検討いたします。 2. 色相、文字の大きさ等につきましては、色の変更、文字全体を視認性の良いのゴシック体にする等、より読みやすくなるよう改善いたします。

令和5年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について
2. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（報告）

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
8	1	資料1-2 19ページ 58ページ	(1)常盤平団地への啓発等、具体的で問題の身近さがよく伝わってきた。 (2)生活習慣病医療費において、特定健診受診者が未受診者より約2割低いという情報を、健診の受診勧奨に活用しているか。	(2)主に50歳代以下の健診受診率が低い世代に向けての受診勧奨はがきに、健診受診の有無と医療費の関係を掲載し、健康意識を高めていただくきっかけとしています。
9	1	資料1-2 64ページ	国は、令和11年度の特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の目標を60.0%としているが、この数字の根拠は何か。 具体的に何がどうなることを示した目標となっているのか。	厚生労働省が定める「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」では、全国目標として特定健康診査受診率:70%、特定保健指導実施率:45%が定められています。 この目標を達成するために、市町村国保、健康保険組合、協会けんぽ等、各保険者ごとに個別の目標値が定められています。 市町村国保においては、令和11年度の特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の目標値がどちらも60.0%とされており、各保険者はこの値をふまえて目標値を設定するように記載されています。 なお、令和3年度の全国の市町村国保の状況は、特定健康診査受診率36.4%、特定保健指導実施率27.9%であり厚生労働省が定める目標値に達していません。
10	1	資料1-2 52ページ 59ページ	特定保健指導の実施状況について、令和4年度の「特定保健指導対象者数」が、52ページでは2,478人とあるところ、59ページでは2,101人となっているが、この違いは何か。	52ページの保健指導対象者数は令和4年度の法定報告値（暫定）を元に掲載しており、59ページは令和4年4月から令和5年3月健診分（資格確認は令和5年2月末時点）を元に掲載しております。 分母となる健診受診者数が異なること、また、52ページの特定保健指導の対象者数は、前年度健診を受けた方で前回の法定報告に集計されていない方も集計の対象となっているため数値も異なります。

令和5年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について
2. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（報告）

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
11	1	資料1-2 45ページ	医療保険者においては、特定健診の受診率向上が大きな課題の一つであり、目標達成に向けて、様々な事業に取り組まれていると思うが、令和5年度から開始された「AIとナッジ理論を活用したSMSの送信」の現時点での実施状況、効果、今後の展望について教えていただきたい。	<p>SMSを活用した受診勧奨につきましては、過去に特定健診の受診歴があり、受診票に携帯電話番号を記載され方を対象としています。</p> <p>実施状況は、9月16日に1,155件、10月16日に1,319件を送信しています。今後、再勧奨も含めて11月、12月、1月に送信する予定です。</p> <p>効果につきましては、SMSの送信から期間が短いためまだ把握できておりませんが、令和4年度のAIとナッジ理論を活用したはがき勧奨においては、勧奨した人となし人の間で受診率に約11ポイントの差があったことから、SMS勧奨においても一定の効果が出るものと考えています。</p> <p>今後も、受診勧奨の効果を検証しつつ、AIとナッジ理論を活用したはがき・SMSによる受診勧奨を継続いたします。</p>
12	1	資料1-2 P62	<p>特定保健指導対象者・非対象者の医療費の比較 このデータから、対象者と情報提供（服薬無・服薬有）の3者間を比較して、特定保健指導の効果について何か考察できるものはあるか。 (58ページの特定健康診査の医療費については、受診者と未受診者の医療費比較から差があることがわかった。)</p>	<p>非対象者で服薬がある人は、医療にかかっているため医療費が高くなり、非対象者で服薬がない人は現在は健康な人と考えられます。</p> <p>特定保健指導の対象者をいかに、非対象かつ服薬がない人の集団に取り戻せるか（生活習慣病へ移行させないか）が特定保健指導の意義と考えます。</p>
13		資料1-2 P55	<p>特定健康診査受診率・特定保健指導実施率を国が定める令和11年とともに60%にすることはかなりハードルが高いと思われる。</p> <p>令和6年度からの取り組みで、いままでの継続した取り組みと、新たな取り組みを区別して記載していただこうが分かりやすいと思う。</p>	<p>新たな取り組みと既存の取り組みが区別できるよう、記載方法を検討いたします。</p>

令和5年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について
2. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（報告）

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
14	1	資料1-2 P44	新規透析患者の減少目標が毎年1人ずつとなっている根拠は何か。	令和4年度ベースラインは目標81人に対して、実績73人と減少しており、これまでの重症化予防事業の取り組みの成果の表れと思われる。 目標値については、第2期データヘルス中間評価・見直し計画における目標値を参考に設定いたしました。 今後、実績を踏まえながら、中間評価・見直し計画を行ってまいります。
15	1	資料1-2 P40	生活習慣病の治療中断者が2,198人いて、その半数が歯科医療機関に通院していることは重要な情報だと思う。歯科医師会の先生方と医師会の連携を含めた対策案はあるのか。	松戸市糖尿病・CKD対策推進ネットワーク会議には、歯科医師会選出の委員も入っていただいております。 また、その会議で策定をしております「松戸市糖尿病・CKD重症化予防プログラム」内で、基礎疾患に糖尿病が疑われる人が歯科を受診され、特定健康診査未受診の場合は特定健康診査の受診勧奨を積極的に行っていただくよう記しており、また、歯科医と内科医の診療情報連携共有についても記しております。
16	1	全体	国保加入者が減少している実態から、数字の比較はそういう絶対数の変動を踏まえたもので捉える必要があると感じる。	加入者数に対して対象者数が少ない人工透析患者数、新規人工透析患者数は、率（パーセント）で評価することが困難なため人数を目標値としていますが、これらの数値を評価する際は、加入者数の減少を踏まえて捉えてまいります。

令和5年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について
2. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（報告）

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
17	1	資料1-1	「5 今後の取り組み」の中で「（3）…土日・夜間・リモート実施等の利用しやすい保健指導環境の整備を行い、実施率の向上を目指す。」とあるが、土日・夜間・リモート実施の現状といつまでに何をどこまで改善整備を行うのかの数値目標が必要ではないか。	<p>令和4年度の実績といたしましては、初回面接件数560件中、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対面実施：平日366件（65.4%）、土日64件（11.4%）、夜間12件（2.1%） ・リモート実施：118件（21.1%） <p>でございます。</p> <p>対面実施については、あらかじめ定められた場所・時間の中から選択していただきますが、リモート実施については、できるだけ対象者の希望に沿う時間帯で行っています。</p> <p>今後の具体的な数値目標を示すことは困難ですが、各利用形態の実績を把握した上で、会場や時間帯の設定等を委託事業者と協議し、特定保健指導実施率の向上に努力してまいります。</p>
18	1	資料1-2 36ページ	冒頭にある松戸市の特徴の記述について、「生活習慣病改善意欲」の項目で、「改善意欲なし」の割合が若干高く、「改善意欲あり」が大幅に下回った割合になっている。特徴のひとつに挙げるとともに、改善意欲向上のための施策を是非検討されたい。	<p>ご指摘のとおり、問診項目において松戸市は「改善意欲なし」の割合が他より高い傾向にあります。</p> <p>一方で、すでに何らかの取り組みを始めている割合（「改善意欲ありかつ始めている」、「取り組み済み6ヶ月未満」、「取り組み済み6ヶ月以上」の合計）においても50.6%と、他より高い傾向にあります。</p> <p>いただいたご意見に沿って、「改善意欲あり」（問診票の質問文章は、「おおむね6か月以内に改善するつもりである」）の割合が低いことと合わせて、冊子に記載いたします。</p> <p>また、生活習慣改善の必要性があるにもかかわらず改善意欲が低い方に対するアプローチ方法等につきましては、今後検討してまいります。</p>

令和5年度第2回松戸市国民健康保険運営協議会 事前質問に対する回答

【議題】

1. 松戸市国民健康保険保健事業実施計画（第3期データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について
2. 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（報告）

No.	議題番号	資料番号 (該当ページ)	質問	回答
19	2	資料2	この条例改正は国の法令改正によるものか。	お見込みのとおりです。 国民健康保険法施行令の改正に伴い改正したものです。
20	2	資料2	施行期日が令和6年1月1日とありますが、令和5年12月以前の保険料は免除対象とはならず、出産予定日が令和6年1月の場合は令和6年1月から3月までの3か月分が保険料の免除対象となり、令和5年11月に出産した場合は令和6年1月の1か月分が免除対象となるということであっているか。	お見込みのとおりです。